

京都市水道事業条例及び京都市水道事業条例施行規程（水道施設維持負担金制度に関する部分のみ抜粋）

京都市水道事業条例	京都市水道事業条例施行規程
<p>(給水の停止)</p> <p>第4条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その事由が継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1) 使用者が料金、第7条第3項に規定する給水装置工事の費用又は第24条の5第2号に規定する水道施設維持負担金を期限内に納入しないとき。</p> <p>(2) 使用者が水道メーターの機能を妨げ、又は正当な理由がなくて水道メーターの検針若しくは給水装置の立入検査若しくは第24条の12第1項の規定による立入検査を拒み、若しくは妨げているとき。</p> <p>(3) 使用者又は給水装置が設置されている土地若しくは建築物その他の工作物を管理すべき者（以下「使用者等」という。）が給水装置の管理を著しく怠っているとき</p> <p>(4) 給水装置の構造及び材質が構造等基準に適合していないとき。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、管理者は、給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水を停止することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、管理者は、給水装置が指定給水装</p>	

置工事事業者が次条第1項の規定による承認を受けずに施行した給水装置工事に係るものであるときは、給水を停止することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(2) (略)

第4章の2 地下水等利用専用水道

(定義)

第24条の5 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水等利用専用水道 専用水道のうち、水道事業により供給を受ける水（以下この章において「水道水」という。）と地下水その他の水道水以外の水（以下この章において「地下水等」という。）を利用し、両者を混合して水を供給することができる構造を有するものをいう。
- (2) 水道施設維持負担金 地下水等利用専用水道を設置している使用者（以下この章において「特定使用者」という。）が地下水等利用専用水道により水を供給するために通常利用している地下水等の全部又は一部を利用することができない事態が生じたときに、当該特定使用者において必要となる水道水であつて、当該事態に備えて、常時供給することができるようにしておくことが本市に求められているもの（以下この章において「準備水道水」という。）の水量に応じ当該特定使用者から徴収する水道施設の使用料をいう。

(3) 負担金算定期間 4月1日以後の直近の定例日の属する月の前月（管理者が第17条第2項の規定により検針を行う水道メーターに係る使用者（以下「隔月検針使用者」という。）にあっては、前々月）の定例日の翌日から同日以後1年を経過する日までの期間をいう。

（地下水等利用専用水道の構造）

第24条の6 地下水等利用専用水道の構造は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 地下水等利用専用水道により水を供給するために利用する地下水等を計量し、積算することができる装置を設置していること。
- (2) 地下水等利用専用水道の設置に係る技術上の基準で管理者が定めるものを満たすこと。

（届出）

第24条の7 地下水等利用専用水道を新設しようとする者、地下水等利用専用水道を増設し、又は改造しようとする特定使用者その他管理者が定める者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。届け出た事項（管理者が定めるものに限る。）を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設（新設しようとする

（地下水等利用専用水道の構造に係る基準）

第11条の2 条例第24条の6第2号に規定する管理者が定める基準は、地下水等利用専用水道（条例第24条の5第1号に規定する地下水等利用専用水道をいう。以下同じ。）の構造について、水道法その他の水道に関する法令の規定に基づき、適当な措置が講じられていることとする。

2 前項に定めるもののほか、地下水等利用専用水道の構造に係る技術上の基準は、管理者が定める。

（地下水等利用専用水道の届出）

第11条の3 条例第24条の7第1項前段に規定する管理者が定める者は、地下水等利用専用水道を設置している者であって、当該地下水等利用専用水道により水を供給するために条例第3条第1項の規定による承認を受けようとする者とする。

2 条例第24条の7第1項前段の規定による届出は、地下水等利用専用水道の新設、増設又は改造に係る工事（以下「専用水道工事」という。）に着手する日の7日前までに行うものとする。ただし、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる日までに行

- 場合にあつては、その新設しようとする施設)の名称及び所在地
- (3) 地下水等利用専用水道による水の供給を開始する年月日
 - (4) 地下水等利用専用水道により水を供給するために、1の負担金算定期間に使用する水道水の水量及びその1月(隔月検針使用者にあつては、2月)ごとの内訳
 - (5) 1の負担金算定期間に係る準備水道水の水量及びその1月(隔月検針使用者にあつては、2月)ごとの内訳
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
- 2 前項第4号及び第5号に掲げる事項の変更については、特定使用者は、当該変更をしようとする負担金算定期間の初日の前日までの期間において管理者が定める日(管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、当該変更をしようとする負担金算定期間の初日の前日)までに、同項後段の規定による変更の届出(以下「水量変更の届出」という。)をしなければならない。
- 3 特定使用者は、地下水等利用専用水道を廃止しようとするときその他管理者が定めるときは、管理者が定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

(年間計画使用水量等の認定等)

第24条の8 管理者は、特定使用者に関し、次条第1項の規定により水道施設維持負担金の額を算定する基礎として用いるため、次に掲げる事項を考慮して、1の負担金算定期間において当該特定使用者のために必要となる水道水の水量(準備水道水の水量を含む。以

うものとする。

- (1) 専用水道工事に着手するまでに当該専用水道工事に伴う給水装置の工事につき条例第5条第1項本文の承認を受けるための申請をするとき 申請をしようとする日
 - (2) 地下水等利用専用水道を設置している者が、当該地下水等利用専用水道により水を供給するために条例第3条第1項の規定による承認を受けようとするとき 水の供給を開始する日の1箇月前の日
- 3 条例第24条の7第1項後段の規定による変更は、地下水等利用専用水道に係る設備以外に関するものとし、当該変更をしようとする日の7日前までに管理者に届け出るものとする。
- 4 条例第24条の7第2項に規定する管理者が定める日は、同項の規定による変更をしようとする負担金算定期間(条例第24条の5第3号に規定する負担金算定期間をいう。)の初日の1箇月前の日とする。
- 5 条例第24条の7第3項の規定により地下水等利用専用水道を廃止しようとするときは、当該地下水等利用専用水道を廃止しようとする日の1箇月前までに届け出るものとする。

下「年間計画使用水量」という。)及びその1月(隔月検針使用者にあつては、2月)ごとの内訳(以下「期間別計画使用水量」という。)を認定するものとする。

(1) 前条第1項第4号及び第5号の規定による届出のあつた水量の合計

(2) 第24条の11の規定による報告又は資料の提出があつた場合における当該報告又は当該資料

(3) 第24条の12第1項の規定による立入検査を行つた場合における当該立入検査の結果

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 管理者は、水量変更の届出があつたときは、前項の規定に準じて、当該水量変更の届出があつた日の属する負担金算定期間の次の負担金算定期間から年間計画使用水量(期間別計画使用水量を含む。以下この項から第4項までにおいて同じ。)を変更するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、管理者が定めるところにより、当該水量変更の届出があつた日の属する負担金算定期間から年間計画使用水量を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、地下水等利用専用水道により水を供給するために利用した水道水及び地下水等の水量と年間計画使用水量とが著しく相違する等年間計画使用水量が合理的でないと明らかに認められるときは、特定使用者に対し、相当の期間を定めて、水量変更の届出を行うよう求めることができる。

4 管理者は、前項の規定による求めをした場合において、同項に規

定する期間を経過してもなお特定使用者が正当な理由がなくてこれに応じないときは、職権により、当該期間を経過した日の属する負担金算定期間から年間計画使用水量を変更することができる。

5 管理者は、第1項の規定による認定又は第2項若しくは前項の規定による変更をしたときは、管理者が定めるところにより、特定使用者に通知するものとする。

6 1の特定使用者が2以上の地下水等利用専用水道を設置しているときは、第1項の規定による認定、第2項及び第4項の規定による変更並びに前項の規定による通知は、地下水等利用専用水道ごとに行う。

(水道施設維持負担金の算定等)

第24条の9 水道施設維持負担金の額は、年間計画使用水量から負担金算定期間において地下水等利用専用水道により水を供給するために使用した水道水の水量（以下「水道水実使用水量」という。）に2を乗じて得た水量を控除して得た水量（当該水量が零を下回る場合には、零とする。）1立方メートルにつき143円に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、負担金算定期間の中途において、地下水等利用専用水道による水の供給を開始し、又はやめたときにおいては、当該負担金算定期間において地下水等利用専用水道により水を供給した期間に係る期間別計画使用水量を合計した水量から当該期間の水道水実使用水量に2を乗じて得た水量を控除して得た水量

(当該水量が零を下回る場合には、零とする。) 1立方メートルにつき143円に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前項の場合において、1月(隔月検針使用者にあつては、2月)の中途において、地下水等利用専用水道による水の供給を開始し、又はやめたときの同項の規定による水道施設維持負担金の額の算定に用いる当該1月(隔月検針使用者にあつては、2月)に係る期間別計画使用水量は、日割りにより計算する。

4 第1項の規定にかかわらず、第24条の8第2項又は第4項の規定により、負担金算定期間の中途において、年間計画使用水量を変更した場合における当該負担金算定期間に係る水道施設維持負担金の額は、これを年間計画使用水量を変更した日までの分とその翌日以後の分とに分け、それぞれ前2項の規定に準じて計算して得た額の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 管理者は、第1項、第2項及び前項の規定により負担金算定期間の水道施設維持負担金の額を算定したときは、管理者が定めるところにより、その額を特定使用者に通知するものとする。

6 1の特定使用者が2以上の地下水等利用専用水道を設置しているときは、第1項、第2項及び第4項の規定による水道施設維持負担金の額の算定及び前項の規定による通知は、地下水等利用専用水道ごとに行う。

(水道施設維持負担金の納入)

第24条の10 特定使用者は、前条第5項の規定による通知を受けたときは、管理者が定めるところにより、水道施設維持負担金を納入しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第24条の11 管理者は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定使用者、地下水等利用専用水道（専用水道であって地下水等利用専用水道に該当するかどうか明らかでないものを含む。次条第1項において同じ。）を新設しようとしている者その他管理者が定める者（次条第1項及び第2項において「特定使用者等」という。）に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第24条の12 管理者は、この章の規定の施行に必要な限度において、管理者が指定する職員に、地下水等利用専用水道の設置場所に立ち入り、必要な検査をさせ、又は特定使用者等に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示

(水道施設維持負担金の納入)

第11条の4 水道施設維持負担金（条例第24条の5第2号に規定する水道施設維持負担金をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納入しなければならない。

- (1) 一時に全額を納入する方法
- (2) 全額を管理者が定める回数に分割して納入する方法

2 水道施設維持負担金の納入期限は、第8条に定める料金の納入期限に準じる。

(報告、資料の提出又は立入検査)

第11条の5 条例第24条の11に規定するその他管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 水道法第34条第1項前段において準用する同法第19条第3項の規定に基づき設置されている地下水等利用専用水道の水道技術管理者
- (2) その他管理者が必要と認める者

す証明書を携帯し、特定使用者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 料金又は第24条の5第2号に規定する水道施設維持負担金の支払を免れようとした者
- (2) 給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (3) 正当な理由がなくて第24条の7第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 正当な理由がなくて第24条の11の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (5) 正当な理由がなくて第24条の12第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

2 市長は、詐欺その他不正の行為により料金又は第24条の5第2号に規定する水道施設維持負担金の支払を免れた者に対して、その支払を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

(減免)

第28条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、料金、過入金、管理者が施行する給水装置工事の費用又は第24条の5第2号に規定する水道施設維持負担金を減額し、又は免除することができる。

2～3 (略)

附 則 (平成29年3月30日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定(同条第1項第1号の改正規定を除く。)、第4章の次に1章を加える改正規定(第24条の9及び第24条の10に係る部分を除く。)及び第27条第1項の改正規定(同項に3号を加える部分に限る。)は、平成29年10月1日から施行する。

(既存の地下水等利用専用水道等に関する経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にこの条例による改正後の京都市水道事業条例(以下「改正後の条例」という。)第24条の5第1項に規定する地下水等利用専用水道を設置している使用者(附則第4項から第6項までにおいて「既設置使用者」という。)は、平成30年3月31日までに、改正後の条例第24条の7第1項前段に規定する特定使用者に準じて、管理者に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条及び第11条の改正規定 平成29年4月1日
- (2) 第11条の2、第11条の3及び第11条の5の改正規定並びに附則第2項の規定 平成29年10月1日
- (3) 第11条の4の改正規定 平成30年4月1日

- 3 前項の規定による届出をした者は、改正後の条例第24条の7第1項前段の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 既設置使用者に係る改正後の条例第24条の9第1項、第2項及び第4項の規定により算定される水道施設維持負担金のうち、当該水道施設維持負担金に係る改正後の条例第24条の5第3号に規定する負担金算定期間の末日(次項において「算定期間末日」という。)が平成31年3月31日以前のものについては、改正後の条例第24条の9第4項及び第24条の10の規定は、適用しない。
- 5 改正後の条例第24条の9第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、既設置使用者に係る水道施設維持負担金の額は、これらの項の規定に基づき算定した水道施設維持負担金の額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (1) 算定期間末日が、平成31年4月1日から平成32年3月31日までのもの 100分の25
- (2) 算定期間末日が、平成32年4月1日から平成33年3月31日までのもの 100分の50
- (3) 算定期間末日が、平成33年4月1日から平成34年3月31日までのもの 100分の75
- 6 附則第2項から前項までの規定は、管理者が定めるところにより、既設置使用者に準じる者として管理者が定めるものに準用する。

(既設置使用者に準じる者)

- 2 京都市水道事業条例の一部を改正する条例(平成29年3月30日京都市条例第56号。以下「改正条例」という。)附則第6項に規定する管理者が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(罰則に関する経過措置)

7 この条例の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置)

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則 (平成31年3月28日条例第114号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の2の改正規定 この条例の公布の日

(2) (略)

(適用区分)

2～4 (略)

5 改正後の条例第24条の9第1項及び第2項の規定は、改正後の条例第24条の5第3号に規定する負担金算定期間(以下「負担金算定期間」という。)の末日(負担金算定期間の中途において、同条第1号に規定する地下水等利用専用水道による水の供給をやめた場合にあつては、当該水の供給をやめた日。以下「算定期間末日」という。)が施行日以後となる場合の当該負担金算定期間に係る水道施設維持負担金(同条第2号に規定する水道施設維持負担金をい

(1) 改正条例附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に地下水等利用専用水道を新設し、増設し、又は改造する工事に着手している使用者(新設の場合にあつては、水道水の供給を受けようとする者を含む。)

(2) 前号に掲げる者に準じる者であつて、管理者が適当と認めるもの

う。以下同じ。)について適用し、算定期間末日が施行日前となる
場合の当該負担金算定期間に係る水道施設維持負担金については、
なお従前の例による。

6～7 (略)